

平成31年度

第1回 湯沢市農業委員会総会議事録

平成31年4月12日

湯沢市農業委員会

第1回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 平成31年4月12日（金）午後3時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後3時05分

閉会 午後4時03分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	麻生 良子	11番	姉崎 与志弘
3番	高橋 郁夫	12番	川崎 秀悦
4番	沓澤 弥	13番	加藤 エリ子
5番	伊藤 秀郎	14番	高橋 忠雄
6番	高橋 廣尚	16番	瀬川 等
7番	能登 公平	17番	水戸 義昭
9番	高橋 敬悦	18番	小嶋 幸吉（会長職務代理者）
10番	高橋 伸太郎	19番	半田 好廣（会長）

2) 欠席した委員

2番	宮原 正明	8番	藤谷 清志
15番	佐藤 栄子		

3) 遅刻した委員

なし

19名中16名出席
(午後3時05分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	高橋 里治
班 長	佐藤 雅仁
主 査	高橋 一寿

5) 会議の提出案件

1. 会務報告

2. 報 告

- ・報告第1号 第8回運営委員会の報告
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 使用貸借契約合意解約
 - (3) 申請許可状況

3. 議 案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について
- 議案第4号 下限面積(別段の面積)の決定について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後 3 時 5 分 委員総数 19 名中ただいまの出席委員は 16 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、2 番 宮原 正明 委員、8 番 藤谷 清志 委員、15 番 佐藤 栄子 委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、11 番 姉崎 与志弘 委員、12 番 川崎 秀悦 委員の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 4 件、議案 4 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(高橋事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>高橋事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、報告第1号 第8回運営委員会の報告をお願いします。</p> <p>(18番 小嶋 幸吉 会長職務代理者、挙手)</p>
議 長	<p>18番 小嶋 幸吉 職務代理者。</p> <p>(第8回運営委員会報告、案件等説明)</p>
議 長	<p>報告第1号 第8回運営委員会報告について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p>
議 長 佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約は3件、面積2,137㎡であります。解約理由は、整理番号113号は第三者へ利用権設定するため、整理番号114号は第三者に所有権移転するため、整理番号115号は契約内容を変更するための解約となっております。</p> <p>次に、2 使用貸借契約合意解約は1件、面積1,742㎡であります。解約理由は、第三者へ利用権設定するためとなっております。</p> <p>次に、3 申請許可状況あります。先月の転用案件3件の内、秋田県農</p>

	<p>業会議常設審議委員会に諮問の必要が無い、5条賃貸借申請番号第7号と第8号は3月13日付けで許可し、5条賃貸借申請番号第6号は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、3月26日付けで許可したことを報告いたします。</p> <p>報告は以上であります。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。平成31年4月12日提出。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。賃貸借権設定は3件、面積14,523㎡であります。申請事由は共に経営拡張となっております。賃料については総会資料記載のとおりとなっております。</p> <p>次に5ページと6ページをご覧ください。所有権移転は5件、面積19,399㎡であります。申請事由は申請番号54号と55号は自作地相互の交換、申請番号56号は経営拡張で売買価格は総会資料記載のとおりであります。申請番号57号と58号は生前一括贈与による受贈となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 1 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件を、事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により計画の可否について決定を要す。平成 31 年 4 月 12 日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 8 ページの整理番号 600 号と 601 号は 3 番 高橋 郁夫 委員に、議案書 12 ページの整理番号 574 号は 4 番 沓澤 弥 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号 600 号と 601 号を審議しますので、3 番 高橋 郁夫 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(3 番 高橋 郁夫 委員、退席) (午後 3 時 19 分)</p>

議 長	事務局より説明をお願い致します。
議 長	(佐藤班長、挙手) 佐藤班長。
佐藤班長	(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画整理番号 600 号と 601 号について、朗読説明) 利用権設定整理番号 600 号と 601 号は、地目が田、面積 11,004 m ² 、賃貸借権の再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。利用権設定整理番号 600 号と 601 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。 (3 番 高橋 郁夫 委員、着席) (午後 3 時 20 分)
議 長	次に、利用権設定整理番号 574 号を審議しますので、4 番 沓澤 弥委員の退席をお願い致します。 (4 番 沓澤 弥 委員、退席) (午後 3 時 21 分)
議 長	事務局より説明をお願い致します。

議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による湯沢市農用地利用集積計画整理番号 574 号について、朗読説明)</p> <p>利用権設定整理番号 574 号は、地目が田、面積 14,895 m²、賃貸借権の新規設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号 574 号を計画のとおり決定することと致します。退席者の着席をお願い致します。</p>
	<p>(4 番 沓澤 弥 委員、着席) (午後 3 時 22 分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 2 号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長。</p>
佐藤班長	<p>(議案第 2 号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明)</p> <p>議案書 8 ページから 19 ページをご覧ください。議事参与制限以外の利</p>

	<p>用権設定は、賃貸借権が 38 件、面積は 180,536.61 m²であります。新規の設定が 22 件、再設定は 16 件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権設定は 3 件、面積は 11,524.85 m²で、新規が 2 件、再設定が 1 件であります。すべての集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>質疑をおこないます。何かご質問ありませんか。</p>
6 番	<p>整理番号 591 号の賃貸人が部落代表とあるが、代表とつけないければならない土地の登記となっているのか。</p>
高橋主幹	<p>整理番号 591 号は部落代表としておりますが、正確には共有名義であり、部落管理の土地であります。再設定であることから、従前と同様に申請書を作成し、今回の手続きとなっております。</p>
1 2 番	<p>整理番号 559 号と 560 号は新規就農者のようであるが、どの様に就農し、何を作付ける計画か。</p>
佐藤班長	<p>両名とも関東からの移住者で、関口地区の農家でさくらんぼとセリの研修を行った方々です。今回借入れる農地ではセリの生産を行う計画であります。</p>
議 長	<p>ほかに質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 2 号農業経営基盤強化促進法の利用権設について、</p>


<p>議長</p>	<p>計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。案件を、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(佐藤班長、挙手)</p> <p>佐藤班長</p>
<p>佐藤班長</p>	<p>(議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。平成31年4月12日提出。</p> <p>議案書21ページをご覧ください。農地中間管理事業(移転)、上から4段目の配分計画案整理番号5号であります。移転理由は分散錯圃の解消となっております。配分計画案の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。賃料及び計画の終期については、移転のため変更は無く、総会資料記載のとおりであります。県の配分計画の決定広告は平成31年5月31日となっております。説明は以上であります。</p>
<p>議長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。この配分計画案について何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>


議 長	<p>全員挙手。配分計画案を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第4号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>（佐藤班長、挙手）</p>
議 長 佐藤班長	<p>佐藤班長。</p> <p>（議案第4号「下限面積（別段の面積）の設定について」、朗読説明）</p> <p>議案第4号「下限面積（別段の面積）の設定について」1「農業委員会の適切な事務実施について」（20 経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知、平成22年12月22付け一部改正）により、今年度の農地法第3条第2項第5号の別段の面積について決定を要す。</p> <p>2「宅地に付属した農地の別段面積取扱基準」の制定について同意を求める。平成31年4月12日提出。</p> <p>初めに、議案書23ページをご覧ください。</p> <p>（議案書23ページから25ページを朗読説明）</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。 （午後3時40分）</p>
議 長	<p>再開します。 （午後4時02分）</p>
議 長	<p>議案第4号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
16番	<p>別段面積取扱基準で「3年以上継続して耕作」とあるが、農地法の趣旨からも継続して耕作するは当然であり、「3年以上」の部分については削除して制定すべきと考えます。</p>
議 長	<p>ただいま、別段面積取扱基準の第4条第1項第2号、第5条第1項第2号及び様式第2号に記載の「3年以上」の部分削除して制定すべきとの発言がありましたが、いかがでしょうか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議ないようですので、「3年以上」の部分を削除し、修正を加えることとします。ほかにご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、議案第4号について採決を行います。別段の面積を原案のとおり決定することと、別段面積取扱基準の制定について同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第4号「下限面積(別段の面積)の設定について」は、別段の面積を原案のとおり決定することとし、別段面積取扱基準の制定に同意することと致します。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後4時03分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第 13 条第 2 項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

平成 31 年 4 月 12 日

議 長 半田好廣 

署名委員 11 番 姉崎与志弘 

署名委員 12 番 川崎秀悦 